特例監理技術者の配置予定に関する申請書

年　　　月　　　日

（宛先）大田区長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

商号又は名称

代表者

当該工事において「公共工事における特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱基準」を遵守し、特例監理技術者の配置を申請します。配置を予定している建設業法第26条第３項ただし書の適用を受ける特例監理技術者、監理技術者補佐の資格及び特例監理技術者の現在履行中の工事は下記のとおりです。なお、別紙の特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項に適合していることを確認しました。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特例監理技術者  （予定） | | 氏名 | | |  |
| 技術検定種目 | | |  |
| 希望申し込み案件 | 工事件名 | | | |  |
| 監理技術者  補佐  （予定） | | | 氏名 |  |
| 技術検定種目 |  |
| 雇用関係の確認 | □ 健康保険被保険者証  □ 住民税特別徴収税額通知書  □ その他雇用状況を確認できるもの |
| 配置を予定している特例監理技術者が現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事） | 発注者 | | | |  |
|  | | 工事主管部署 | |  |
| 担当者及び連絡先 | |  |
| 工事件名 | | | |  |
| 施工場所 | | | |  |
| 契約金額（税込） | | | |  |
| 工事期間 | | | | 年　月　日　～　　　年　月　日 |
| 現場代理人 氏名 | | | |  |
| 監理技術者補佐 氏名（予定） | | | |  |
| （備考） | | | | | |

配置予定の特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認のために必要な資料を添付して提出

※１ 特例監理技術者の兼務する予定の工事が確認できる書類

① CORINSの写し

※２ 監理技術者補佐の資格確認資料の写し

① 監理技術者資格者証 ② 一級施工管理技士等の国家資格者の合格証

③ 一級施工管理技士補の合格証明書 等

※３ 監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し

① 健康保険被保険者証（注１） ② 住民税特別徴収税額通知書 等

注１：健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施すこと。

（注）上記のほか、要件確認のために必要がある場合は、追加で資料の提出を求める場合があります。

（別紙）

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

以下のとおり、確認しました。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | １）特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が大田区内であること。 |
| □ | ２）契約金額が１億5,000万円未満であること。 |
| □ | ３） 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までであること。 |
| □ | ４） 建設業法第26条第３項ただし書※による監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。 |
| □ | ５） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家  資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 |
| □ | ６） 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。  （恒常的な雇用関係とは配置時点の日において３か月以上の雇用関係があることをいう。） |
| □ | ７）特例監理技術者が兼務する工事は総合評価方式（大田区建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱（平成24年６月15日区長決定）に基づく入札方式）により落札者を決定する工事、単価契約による工事又は仕様書等において兼任を認めないと定めた工事以外でなければならないこと。 |

注：上記すべてを確認し、レ又は■を記載すること。

※：建設業法第26条第３項ただし書 条文抜粋

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条

１及び２ （省略）

３ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。\_